

東海市男女共同参画に関する 市民意識調査

ご協力をお願い

皆さまには、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

東海市では「男女共同参画基本計画」を策定し、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」の実現に向け事業の展開をしてきました。

目標年次の令和7年度（2025年度）を迎えるにあたり、本市を取り巻く状況も変化していることから、今後一層、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現していくために、市民の皆さんのお考えや現状等についてお聞きする意識調査を実施することとしました。

この調査は、令和6年（2024年）7月1日現在で16歳以上の東海市にお住まいの方から無作為で抽出した2,000人の皆さまにお願いしています。

大変ご多忙とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年（2024年）7月 東海市長 花 田 勝 重

お 願 い

○回答は、封筒に書かれたあて名のご本人がお答えください。事情により、ご本人が回答できない場合は、ご家族の方がお答えいただいても結構です。

○お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理しますので、個々のご回答やプライバシーにかかわる内容が公表されることは一切ありません。率直なご回答をお寄せください。

○お答えは、直接この調査票にお書きいただき、同封の返信用封筒に入れて、**8月12日（月）**までにご投函ください。＜切手は不要です＞

○インターネットでご回答いただくことも可能です。

2次元バーコードからWebサイトにアクセスし、ご回答ください。

＜インターネットでご回答いただいた方は、調査票の返送は不要です＞

URL：https://questant.jp/q/tokai_danjo

○この意識調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。



問い合わせ先：東海市 総務部 市民協働課

電話 052（603）2211／0562（33）1111（内線 153）

1 あなた（回答者）ご自身 について、おうかがいします。

問1 あなたの性別をご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. そのほか |
|-------|-------|---------|

問2 あなたの年齢をご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 16～19 歳 | 2. 20～29 歳 | 3. 30～39 歳 |
| 4. 40～49 歳 | 5. 50～64 歳 | 6. 65～74 歳 |
| 7. 75 歳以上 | | |

問3 お住まいの小学校区（コミュニティ地区）をご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

- | | | | |
|-----------|---------|---------|----------|
| 1. 緑陽 | 2. 名和 | 3. 渡内 | 4. 平洲 |
| 5. 明倫 | 6. 富木島 | 7. 船島 | 8. 大田 |
| 9. 横須賀 | 10. 加木屋 | 11. 三ツ池 | 12. 加木屋南 |
| 13. わからない | | | |

問4 東海市に住んでどのくらいになりますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| 1. 30 年以上 | 2. 20～30 年未満 | 3. 10 年～20 年未満 |
| 4. 5 年～10 年未満 | 5. 5 年未満 | |

問5 あなたの職業はなんですか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|------------|----------------|--------------|
| 1. 会社員・公務員 | 2. 自営業 | 3. パート・アルバイト |
| 4. 学生 | 5. 主婦・主夫（家事専業） | 6. 無職 |
| 7. その他（ ） | | |

問6 あなたは、現在、結婚していますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1. 結婚している（事実婚・パートナーを含む） | →問6-1 へ |
| 2. 結婚していたが、死別・離婚した | →問7 へ |
| 3. 結婚したことがない（未婚） | →問7 へ |

問6で「1. 結婚している（事実婚・パートナーを含む）」と回答した方にお聞きします。

問6-1 あなたと配偶者（事実婚・パートナーを含む）の勤務形態はどれですか。

（あてはまるもの1つに○）

1. 共働き	ともにフルタイム勤務
2. 準共働き	一方がフルタイム勤務、一方がパートタイム勤務 または、ともにパートタイム勤務
3. 非共働き	一方がフルタイム勤務、一方が無職 または、一方がパートタイム勤務、一方が無職
4. 無職	ともに無職

問7 あなたは同居のお子さんがありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. いる	→問7-1へ	2. いない	→問8へ
-------	--------	--------	------

問7で「1. いる」と回答した方にお聞きします。

問7-1 そのうち、末子のおさんはどれにあたりますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 1歳未満	2. 1歳から2歳
3. 3歳以上就学前	4. 小学生
5. 中学生	6. 高校生
7. 大学生・専門学校生	8. 社会人・その他（ ）

問8 現在の世帯構成はどれですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 一人世帯	2. 一世代世帯（夫婦のみ）
3. 二世帯世帯（親と子）	4. 三世帯世帯（親と子と孫）
5. その他世帯	

2 男女共同参画の実態と知識 について、おうかがいします。

問9 社会や生活の中で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	回 答 欄					
	男性が 優遇 されている	男性が 優遇 されている	平等 である	女性が 優遇 されている	女性が 優遇 されている	わからない
① 家庭生活では	1	2	3	4	5	6
② 町内会や自治会、コミュニティ などの地域活動では	1	2	3	4	5	6
③ 学校教育では	1	2	3	4	5	6
④ 職場では	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治では	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律や制度では	1	2	3	4	5	6
⑦ 社会通念・慣習・しきたりでは	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体では	1	2	3	4	5	6

問 10 あなたは、次の言葉の意味や内容をご存知ですか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

	回 答 欄		
	知って いる	聞いたこ とはある	知らない
① 男女共同参画社会	1	2	3
② 女子差別撤廃条約	1	2	3
③ 男女雇用機会均等法	1	2	3
④ 女性活躍推進法	1	2	3
⑤ 育児・介護休業法	1	2	3
⑥ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	1	2	3
⑦ ジェンダー（社会的性別）	1	2	3
⑧ ドメスティック・バイオレンス（DV） （配偶者からの暴力）	1	2	3
⑨ デートDV（交際相手からの暴力）	1	2	3
⑩ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3
⑪ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ （性と生殖に関する健康・権利）	1	2	3
⑫ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3
⑬ ダイバーシティ（雇用の機会均等、多様な働き方）	1	2	3

☑ 参考

□ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

□ 女子差別撤廃条約「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の略称

昭和54年に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択された条約。我が国は昭和60年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定。

□ 男女雇用機会均等法「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のために、募集や採用、昇進、労働条件等についての差別の禁止、ポジティブ・アクションの推進、セクシャル・ハラスメントの防止策などを定めた法律。

□ 女性活躍推進法「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の略称

女性の就業生活における活躍の推進に向けた数値目標や行動計画の策定・公表などを規定した法律。

□ 育児・介護休業法「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略称

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するために、育児休業や介護休業について定めた法律。

□ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

日本語では性的嫌がらせという。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれる。

□ ジェンダー（社会的性別）

社会的・文化的に形成された性別の概念のことで、「女(男)とはこういうものだ」という通念を基礎にした男女の区別のこと。染色体や遺伝子、解剖学上の特徴による生物学的な性(セックス)と区別している。

□ ドメスティック・バイオレンス(DV)（配偶者からの暴力）

配偶者からの身体的・心理的暴力のこと。例えば、殴られるなどの身体的暴力、性的行為の強要、ののしられるなどの精神的暴力など。配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、離婚しても引き続き受ける身体に対する暴力等も含まれる。

□ デートDV(交際相手からの暴力)

恋人など結婚していないパートナーからの身体的・心理的暴力。

□ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

社会のあらゆる分野において、男女間の格差を改善するための必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等。

□ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)

性と生殖に関する健康と権利。妊娠、出産、中絶などにかかわる女性の健康を重視し、更に産む、産まないの自己決定権。生涯にわたって女性が自分の健康を主体的に守って生きること。

□ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階にに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

□ ダイバーシティ(雇用の機会均等、多様な働き方)

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

3 仕事・職場環境 について、おうかがいします。

※現在、働いていない方もお答えください。

問 11 あなたの職場では、次のような性別による不平等がありますか。また、そのようなことをどのように感じますか。(1)は働いている方のみ、(2)はすべての方がお答えください。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	回 答 欄				
	(1) 不平等の有無 (働いている方)			(2) 考え方 (すべての方)	
	ある	ない	わからない	あってもよい	ない方がよい
① 募集・採用	1	2	3	1	2
② 雇用形態(派遣社員やパートに女性が多いことなど)	1	2	3	1	2
③ 職種	1	2	3	1	2
④ 研修・訓練を受ける機会	1	2	3	1	2
⑤ 賃金・昇給	1	2	3	1	2
⑥ 昇進・昇格	1	2	3	1	2
⑦ 残業時間	1	2	3	1	2
⑧ 結婚・妊娠・出産時に退職を促される	1	2	3	1	2
⑨ 産前・産後休業の取得のしやすさ	1	2	3	1	2
⑩ 育児休業の取得のしやすさ	1	2	3	1	2
⑪ 子の看護休暇の取得しやすさ	1	2	3	1	2
⑫ 介護休業・休暇の取得しやすさ	1	2	3	1	2
⑬ お茶出しや掃除などの雑用を行う頻度	1	2	3	1	2
⑭ 個人的なことを、必要以上に聞かれる	1	2	3	1	2
⑮ 飲み会への付き合いの強制	1	2	3	1	2

※現在、働いていない方もお答えください。

問 12 あなたは、職場で以下のような制度を使って休暇等を取ったことがありますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	回 答 欄			
	1. 取 っ た こ と が あ る	2. 取 り た か っ た が、 取 れ な か っ た	3. 取 り た か っ た と 思 わ な か っ た の で、 取 ら な か っ た	4. 今 ま で 必 要 と な っ た こ と が な い
① 育児休業（育児のために一定期間休業できる制度）	1	2	3	4
② 子の看護休暇（病気等の子どもを看護するための年5日程度の休暇）	1	2	3	4
③ 介護休業（介護のために一定期間休業できる制度）	1	2	3	4
④ 介護休暇（短期の介護のための年5日程度の休暇）	1	2	3	4

問 12 の①～④のいずれかで「2. 取りたかったが、取れなかった」と回答した方にお聞きします。

問 12-1 取得することができなかった理由について、あなたの考えに近いものを選んでください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 経済的に苦しくなるから（給料カットや減額）
2. 職場に休める雰囲気がないから
3. 仕事の評価や昇進に影響するから
4. 自分の仕事には代わりの人がいないから
5. 一度休むと元の職場には戻れないから
6. 法制度が整っていなかったから（出産・子育て期が育児・介護休業法の制定前だったなど）
7. その他（ ）

問 13 女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。
(あてはまるもの1つに○)

1. 職業は持ち続けた方がよい
2. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつのがよい
3. 子どもができるまでは職業をもつ方がよい
4. 結婚するまでは職業をもつ方がよい
5. 女性はできるだけ職業をもたない方がよい
6. その他（ ）

4 家庭生活 について、おうかがいします。

問 14 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてどう思いますか。
(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 2. どちらかといえば賛成 |
| 3. どちらかといえば反対 | 4. 反対 |

問 15 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方についてどう思いますか。
(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 2. どちらかといえば賛成 |
| 3. どちらかといえば反対 | 4. 反対 |

問 16 あなたの家庭では、家事・子育て・介護・地域活動などをどのように分担するのが理想だと思いますか。また、実際はどのように分担していますか。(1)はすべての方が、(2)は結婚している方(事実婚・パートナー含む)で該当する項目のみお答えください。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

項 目	(1) 理想 (すべての方)				(2) 現実 (結婚している方)			
	主に夫	主に妻	協力し合う	その他 (ほかの家族 がやっているなど)	主に夫	主に妻	いる 協力し合う	その他 (ほかの家族 がやっているなど)
① 食事のしたく	1	2	3	4	1	2	3	4
② 食事の後片づけ・食器洗い	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 掃除	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 洗濯	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 子どものしつけ・育児	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 家族の介護・看護	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 学校行事への参加	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 町内会・自治会活動への参加	1	2	3	4	1	2	3	4

問 17 あなたが、平日に家事・子育て・介護・地域活動などに携わる平均的な時間はどのくらいですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. まったく関わっていない | 2. 30分未満 |
| 3. 30分～1時間未満 | 4. 1時間～3時間未満 |
| 5. 3時間～5時間未満 | 6. 5時間以上 |

問 18 今後、さらに男性が家事・子育て・介護・地域活動などにかかわっていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 男性が仕事以外の時間を多く持てるよう、労働環境や休暇制度を充実する
2. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
3. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす
4. 家族間のコミュニケーションをよく図る
5. 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
6. 男性による家事・子育て・介護・地域活動についての社会の評価を高める
7. 男性の家事・介護技能の向上
8. 男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間づくり・ネットワークづくり
9. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるための啓発や情報提供
10. 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題についての男性用相談窓口の設置
11. その他 ()
12. 現在のままでよい

☒ 参 考 (主な各種相談のご案内)

相談内容	とき	ところ	問い合わせ先
女性のための悩みごと相談(夫婦間や子育て・DVなど)	原則第2・4火曜日 10:00~12:00 13:00~16:00	市役所市民相談室 (1階)	f コール 052-604-9191
家庭児童相談 (児童の養育・虐待・家庭など)	月~金曜日 9:00 ~ 17:00	市役所こども課 (6階)	家庭児童相談室 052-689-1080
子育て電話相談	火~日曜日 9:00 ~ 17:00	子育て総合支援 センター	相談専用電話 0562-85-6668
妊産婦・子育て相談	月~金曜日 (祝日を除く) 9:00 ~ 17:00	しあわせ村 保健福祉センター	こども家庭センター 妊産婦・子育て 総合相談窓口 052-689-1646

※ 東海市では、上記のほかにも様々な相談を行っています。詳しくは、各月1日号の広報とうかいをご覧ください。

5 ワーク・ライフ・バランス について、おうかがいします。

問 19 生活の中で、仕事・学業、家庭生活、地域・個人の生活のうち、優先させたいものの希望はどれですか。また、実際には何を優先していますか。(それぞれあてはまるものすべてに○)

	仕事・学業	家庭生活	地域・個人の生活	わからない
① 優先させたいもの(希望)	1	2	3	4
② 優先しているもの(現実)	1	2	3	4

問 20 男女ともに、仕事と家庭生活の調和を実現していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(主なもの5つまでに○)

1. 仕事量・残業時間の減少
2. 短時間勤務制度の導入
3. 在宅勤務などテレワークやフレックスタイム制度の導入
4. 賃金改善・男女間格差の是正
5. 再雇用制度の充実
6. パートや派遣社員の労働条件の改善
7. 育児・介護休業制度の充実(延長、義務づけなど)
8. 代替要員の確保など育児・介護休業制度を利用できる職場環境
9. 家事・育児・介護参加への職場・上司の理解
10. 再就職準備のための講座・職業訓練の充実
11. 保育内容の充実(保育時間の延長など)
12. 放課後児童クラブの充実
13. 職場内保育施設の整備
14. ホームヘルプなど家事援助や介護支援の施設・サービスの充実
15. 育児休業中・介護休業中の経済的補償
16. 配偶者・家族とのコミュニケーションの充実
17. 家庭内での家計費負担の平等化
18. 家事・育児・介護の技能の向上
19. 家族・周囲の理解・支援
20. その他()
21. わからない

6 地域活動 について、おうかがいします。

問 21 あなたは、この1年間で地域の町内会・自治会や子ども会、PTA、市民活動団体などの活動をしましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 町内会・自治会、コミュニティ | 2. 子ども会やPTA |
| 3. シニアクラブ | 4. 福祉の活動 |
| 5. 環境保全の活動 | 6. 教育の活動 |
| 7. 防災、防犯活動 | 8. 文化、スポーツ活動 |
| 9. その他 () | 10. 特に活動していない →問 23 へ |

問 21 で1～9のいずれか1つ以上を回答した方にお聞きします。

問 22 あなたが参加した活動における現状はどのようなですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 催し物の企画など、重要なことを決定する場に女性が少ない |
| 2. 会議や催し物などの準備や片付け等は、女性がやる慣行がある |
| 3. 団体の会長に男性がつき、女性は補助的役職につく傾向がある |
| 4. 女性が発言しにくい雰囲気がある |
| 5. 女性の方が積極的で活発である |
| 6. 活動の参加者に男性が少ない |
| 7. 特に男女差はない |
| 8. その他 () |

問 23 地域の防災についてお聞きします。災害時の避難所運営について、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1. 避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、男性と女性がともに参加すること |
| 2. 男女別トイレや洗濯干し場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること |
| 3. 男性は力仕事、女性は炊き出しといった固定的な性別役割分担意識の解消 |
| 4. 男性及び女性が抱えた悩みや避難所生活上の問題を受け付ける窓口の設置 |
| 5. その他 () |
| 6. わからない |

7 ドメスティック・バイオレンス（DV）など について、おうかがいします。

問 24 今までに配偶者や交際相手がいた（いる）ことがありますか。（あてはまるもの1つに○）

1. ある →問 25 へ

2. ない →問 26 へ

問 24 で「1. ある」と回答した方にお聞きします。

問 25 今までに、配偶者（パートナー）や交際相手から次の行為を受けたことがありますか。
（それぞれあてはまるもの1つに○）

	回 答 欄		
	あ 何 っ 度 た も	あ 1 っ く た 2 度	な ま い っ た た く
① 身体的暴力 （殴る、蹴る、物を投げる、突き飛ばすなど）	1	2	3
② 精神的暴力 （長時間の無視、ののしる、脅迫する、大声で怒鳴るなど）	1	2	3
③ 性的暴力 （性的行為の強要、避妊に協力しないなど）	1	2	3
④ 経済的暴力 （生活費を渡さない、借金を重ねる、金品を要求するなど）	1	2	3
⑤ 社会的暴力 （外出の制限、交友関係や電話等の監視など）	1	2	3

問 25 の①～⑤のいずれかで「何度もあった」「1～2度あった」と回答した方にお聞きします。

問 25-1 そのような行為を受けた後、だれかに打ち明けたり相談したりしましたか。
（あてはまるものすべてに○）

1. 家族・親戚、友人・知人	2. 警察
3. 東海市の相談窓口	4. 愛知県の相談窓口
5. 東海市や愛知県以外の自治体の 相談窓口	6. 民間の団体・機関 （民間シェルター、弁護士会など）
7. 法務局、人権擁護委員、法テラス	8. 医療関係者（医師、看護師など）
9. その他（	） 10. 誰にも相談しなかった

問 26 DVについて相談できる窓口があることをご存知ですか。（あてはまるもの1つに○）

1. 知っている →問 26-1 へ

2. 知らない →問 27 へ

問 26 で「1. 知っている」と回答した方にお聞きます。

問 26-1 どのような窓口をご存知ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 内閣府 DV相談ナビ #8008 (はれれば)
2. 内閣府 DV相談プラス
3. 法務省 女性の人権ホットライン
4. 法務省 SNS (LINE) 人権相談
5. 愛知県女性相談センター (愛知県配偶者暴力相談支援センター)
6. 愛知県 男性DV被害者ホットライン
7. 東海市女性のための悩みごと相談
8. 警察相談専用電話 #9110
9. 民間の団体や機関 (民間シェルター、弁護士会など)
10. その他 ()

問 27 あなたが相談事業において期待することは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 解決のための情報の提供 | 2. 匿名での相談 |
| 3. 好きな時間に相談できる | 4. 自宅にしながら相談できる |
| 5. 解決に向けた行動を一緒に考えてくれる | 6. 1 か所でいろいろな相談ができる |
| 7. その他 () | |

問 28 令和4年5月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。この法律は、貧困やDV、性暴力などに直面する女性の自立に向けて公的支援を強化していくものですが、このことについてあなたが特に市で取り組む必要があると思うものを教えてください。(特に重要と思うもの3つまでに○)

1. 多種多様な問題に関する相談窓口の周知
2. 相談窓口間の連携など、分野横断的な仕組みづくり
3. SNSなどによる気軽に相談できる仕組みづくり
4. 専門的に支援できる女性相談員の配置
5. 弁護士や心理専門職等との連携の強化
6. 相談を待つのではなく、訪問するなどして支援を届ける仕組みづくり (アウトリーチ)
7. 一時保護など、緊急時に対応できる体制づくり
8. 支援等に関する市民理解の促進
9. 同じ困難を抱える人同士の居場所やつながりづくり
10. その他 ()
11. わからない

8 性の多様性 について、おうかがいします。

問 29 あなたは、L G B T Q（性的マイノリティ）という言葉をご存知ですか。

（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 内容を知っている | 2. 言葉は知っているが、内容は知らない |
| 3. 知らない | |

問 30 身近な方（家族など）がL G B T Q（性的マイノリティ）だった場合、理解し尊重することができますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|--------|---------|----------|
| 1. できる | 2. できない | 3. わからない |
|--------|---------|----------|

問 31 学校や職場内の方がL G B T Q（性的マイノリティ）だった場合、理解し尊重することができますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|--------|---------|----------|
| 1. できる | 2. できない | 3. わからない |
|--------|---------|----------|

問 32 L G B T Q（性的マイノリティ）の方が自分らしく生きていくことができるために、どのような取り組みが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|--------------------------------|
| 1. 学校や職場での配慮（制服や更衣室・トイレの配慮など） |
| 2. 専門の相談窓口の設置 |
| 3. 市の広報紙やホームページ、講演会、講座などによる啓発 |
| 4. 申請書等の性別記載欄の削除 |
| 5. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入・充実 |
| 6. 取り組みが必要とは思わない |
| 7. その他（ ） |
| 8. わからない |

参 考

□ LGBTQ(性的マイノリティ)

性別違和（「体の性」と「心の性」が一致しない状態）のある人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのことを言います。性的マイノリティの方々の中には、日常生活で様々な精神的苦痛や孤独感をはじめとした、生きづらさを感じている方もいます。

性的少数者の総称の一つであるLGBTQは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性的違和感を持つ方）、Queer（クイア）やQuestioning（クエスチョニング）の頭文字を取った言葉です。恋愛感情や性的な感情を持たない人、自分の中に男性と女性がある人、いずれの性別も認識していない人などを加え「LGBTQ+」「LGBTs」という表現もあります。

9 男女共同参画社会の実現 について、おうかがいします。

問 33 本市では、「東海市男女共同参画プランⅢ」（平成 28 年度から令和 7 年度まで）を策定して男女共同参画を推進しています。あなたはこのプランをご存知ですか。

（あてはまるもの 1 つに○）

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 内容を知っている | 2. 名称は知っているが、内容は知らない |
| 3. 知らない | |

問 34 本市では「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和 6 年度（2024 年度）に導入しています。あなたはこの制度をご存知ですか。（あてはまるもの 1 つに○）

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 内容を知っている | 2. 名称は知っているが、内容は知らない |
| 3. 知らない | |

問 35 本市では、「男女共同参画社会の実現」を目指しています。男女共同参画社会の実現のために、今後、市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

（特に重要と思うもの 3 つまでに○）

- | |
|---|
| 1. 女性の意識啓発 |
| 2. 男性の意識啓発 |
| 3. 高齢層を対象とした男女共同参画の意識の啓発 |
| 4. （男女共同参画のための）学習・研修施設の充実 |
| 5. 女性向けの相談の充実（ワーク・ライフ・バランス、ドメスティック・バイオレンス等） |
| 6. 男性向けの相談の充実（ワーク・ライフ・バランス、ドメスティック・バイオレンス等） |
| 7. （学校における）男女平等教育の充実 |
| 8. 企業や事業主に対する啓発活動 |
| 9. 就業支援の充実 |
| 10. 男女の心とからだの健康管理の支援 |
| 11. 子育てを支援する保育サービス・施設等の充実 |
| 12. 介護サービス・施設等の充実 |
| 13. 審議会など政策決定過程への女性の参画の拡大 |
| 14. 企業や団体等の管理職への女性登用の啓発 |
| 15. その他（ |

□ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

□ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることを宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。

また、二人（一方または双方）の三親等内の近親者も含めて家族として、ファミリーシップ関係を宣誓することができます。

性的マイノリティの方に限らず、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の民法および戸籍法上の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方（事実婚を含む）も対象となります。

問 36 男女共同参画社会についてのご意見やご要望などがございましたら、ご記入ください。

[illegible]

ご協力ありがとうございました。

8月12日(月)までに同封の封筒で郵便ポストに投函してください。

東海市男女共同参画に関する 事業所意識調査

ご協力のお願い

皆さまには、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

東海市では「男女共同参画基本計画」を策定し、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」の実現に向け事業の展開をしてきました。

目標年次の令和7年度（2025年度）を迎えるにあたり、本市を取り巻く状況も変化していることから、今後一層、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現していくために、市内の事業所（従事者30人以上）の皆さまのお考えや現状等についてお聞きする調査を実施することとしました。

大変ご多忙とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年（2024年）7月 東海市長 花 田 勝 重

お 願 い

- 調査に当たっては、**総務・人事担当の方**でご回答をお願いします。
- お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理しますので、個々のご回答やプライバシーにかかわる内容が公表されることは一切ありません。率直なご回答をお寄せください。
- 男女共同参画に関する用語の説明を裏面に掲載してありますので、ご回答の際に参照してください。
- ご記入いただいた調査票は、お手数ですが、返信用封筒に入れ、**8月12日（月）**までにご返送ください。＜切手は不要です＞
- インターネットでご回答いただくことも可能です。
2次元バーコードからWebサイトにアクセスし、ご回答ください。
＜インターネットでご回答いただいた方は、調査票の返送は不要です＞
URL：https://questant.jp/q/tokai_danjo_office
- この**意識調査についてのお問い合わせ**は、下記までお願いいたします。



問い合わせ先：東海市 総務部 市民協働課
電話 052（603）2211／0562（33）1111（内線153）

用 語 の 説 明

用 語	説 明
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	社会のあらゆる分野において、男女間の格差を改善するための必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が実施されています。
次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	日本語では性的嫌がらせという。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれる。
LGBTQ (性的マイノリティ) ※トランスジェンダー (性的違和感を持つ方) の説明を含む。	性別違和(「体の性」と「心の性」が一致しない状態)のある人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人(同性愛、両性愛)、身体的な性別が不明瞭な人などのことを言います。 性的少数者の総称の一つである LGBTQ は、Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシャル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性的違和感を持つ方)、Queer (クイア) や Questioning (クエスチョニング) の頭文字を取った言葉です。

内閣府ホームページ・厚生労働省ホームページより抜粋・編集

1 事業所 について、お聞きします

※東海市外にも支店等がある場合は、東海市内の支店等についてお答えください。

問1 業種 (あてはまるもの1つに○)

1. 農業、林業、漁業	2. 鉱業、採石業、砂利採取業
3. 建設業	4. 製造業
5. 電気・ガス・熱供給・水道業	6. 情報通信業
7. 運輸業、郵便業	8. 卸売業、小売業
9. 金融業、保険業	10. 不動産業、物品賃貸業
11. 学術研究、専門・技術サービス業	12. 宿泊業、飲食サービス業
13. 生活関連サービス業、娯楽業	14. 教育、学習支援業
15. 医療、福祉	16. 複合サービス事業
17. サービス業 (他に分類されないもの)	18. 公務 (他に分類されるものを除く)
19. 分類不能の産業 ()	

問2 従業員数 【表にご記入ください。】

	男 性	女 性	計
正 社 員	人	人	人
その他の社員	人	人	人
計	人	人	人

問3 管理職員数 【表にご記入ください。】

	男 性	女 性	計
管 理 職	人	人	人

※管理職…事業所で管理・監督に携わる者（課長職相当以上の者）

問4 平均年齢、平均勤続年数 【表にご記入ください。】

	男 性	女 性	全体
平均年齢	歳	歳	歳
平均勤続年数	年	年	年

2 育児・介護との両立支援 について、お聞きします。

問5 仕事と育児・介護との両立のために実施している制度はありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 育児休業制度	2. 子の看護休暇制度
3. 介護休業・休暇制度	4. 妊娠中の休暇制度
5. 事業所内託児施設の設置	6. 短時間勤務制度
7. フレックスタイム制度	8. 有給休暇の半日未満単位での取得
9. 保育料補助、ベビーシッター利用補助	10. 深夜労働・時間外労働・転勤などの免除
11. 再雇用制度	12. その他（ ）
13. 現在は実施していないが、今後取り組みたい	
14. 現在も実施していないし、今後とも取り組む予定はない	

問6 令和5年度中の男性・女性正社員の育児休業取得者数はどうなっていますか。

【表にご記入ください。】

	対象者（注1）	育児休業取得者数（注2）
男 性	人	人
女 性	人	人

（注1）令和5年度中の育児休業取得可能者数、（注2）（注1）のうち育児休業を取得した人数

問7 介護休業の取得状況（令和元年度～5年度分の過去5年間分）はどうなっていますか。

【表にご記入ください。】

	男 性	女 性
延べ人数	人	人

問8 育児・介護休業制度による男性の育児・介護休業取得率向上のために以下の方策をとっていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 相談体制を整えている | 2. 会社・上司から取得を促している |
| 3. 代替要員の確保など人員配置の配慮 | 4. 休業中の経済的補償 |
| 5. 取得率の目標を設置 | |
| 6. その他 () | |
| 7. 方策は何もとっていない | |

3 女性の活躍 について、お聞きます。

問9 国県等において、方針決定過程への女性の参画拡大が推進されていますが、今後管理職の登用にあって、能力のある女性を積極的に登用しようと考えていますか。
(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------------|--------|
| 1. 積極的に登用していきたい | |
| 2. できるだけ登用していきたい | |
| 3. 特に登用していく考えはない | →問9-1へ |
| 4. その他 () | |
| 5. わからない | |

問9で「3. 特に登用していく考えはない」と回答した方にお聞きます。

問9-1 その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. 経営者(トップ)の意識が伴わない | |
| 2. 管理職の意識が伴わない | |
| 3. 女性の意識が伴わない | |
| 4. 女性がつける管理職ポストがない | |
| 5. 女性の人材育成ができていない | |
| 6. 女性従業員は勤続年数が少ない | |
| 7. 男性からの理解が得られない | |
| 8. 女性の採用が少なく人材が不足している | |
| 9. 女性従業員が少数だから | |
| 10. 結婚・出産等で退職する女性が多く、人材が不足している | |
| 11. 業績に直接反映されない | |
| 12. 業績が悪くなるおそれがある | |
| 13. 交代勤務や夜勤の勤務が多い | |
| 14. 女性が担当できる仕事に限られている | |
| 15. 出産や育児で長期休業したときに代替要員が確保できない | |
| 16. その他 () | |
| 17. 特にない | |

問 10 女性の活躍に関する以下の取り組みを行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 仕事と育児・介護を両立させるための制度の充実
2. 女性の積極的な採用
3. 性別による評価の格差がないようにする
4. 教育・研修を性別に関係なく実施
5. 女性の管理職を積極的に登用
6. 女性登用のための目標を設定
7. その他 ()
8. 現在は実施していないが、今後取り組みたい
9. 現在も実施していないし、今後とも取り組む予定はない

問 11 配偶者の転勤や出産・育児・介護を理由として退職をした女性の再雇用の実績はありますか。また、女性の再雇用者の雇用形態はどのようになっていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 正社員として再雇用した
2. 契約社員として再雇用した
3. パート・アルバイトとして再雇用した
4. 女性の再雇用の実績はない
5. その他 ()

問 12 女性の継続就労を推進する上で、どのような課題がありますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 経営者（トップ）の意識が伴わない
2. 管理職の意識が伴わない
3. 女性の意識が伴わない
4. 継続就労（育児休業からの復帰支援など）に関する支援がない
5. 業績に直接反映されない
6. 業績が悪くなるおそれがある
7. 交代勤務や夜勤の勤務が多い
8. 女性が担当できる仕事に限られている
9. 出産や育児で長期休業したときに代替要員が確保できない
10. その他 ()
11. 特になし

問 13 「あいち女性輝きカンパニー認証制度」を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが内容は知らない
3. 知らない

問 14 「あいち女性輝きカンパニー認証制度」の取得状況や今後のご意向を教えてください。
(あてはまるもの1つに○)

1. すでに認証を受けている
2. 認証を受けていないが、申請する予定がある
3. 認証を受けていないし、今後受ける予定はない
4. 制度自体を初めて知り、興味を持った（制度について詳しく知りたい）

4 ワーク・ライフ・バランス について、お聞きします。

問 15 ワーク・ライフ・バランスについて以下の取り組みを行っていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. トップが率先して取り組んでいる
2. 管理職はじめ従業員の意識改革
3. 長時間労働の削減や残業時間の短縮など
4. 有給休暇取得の促進
5. ノー残業デーの設定
6. 制度を利用しやすい環境の整備
7. 在宅勤務制度
8. フレックスタイムや短時間勤務制度
9. 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ
10. ワーク・ライフ・バランス関係部署・担当者の設置
11. 勤務地の考慮
12. その他 ()
13. 現在は実施していないが、今後取り組みたい
14. 現在も実施していないし、今後とも取り組む予定はない

問 16 従業員 101 人以上の事業所に義務づけられている「一般事業主行動計画」を知っていますか。また、貴事業所では策定していますか。(あてはまるもの 1 つに○)

- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| 1. 策定している | →問 16-1 へ | } →問 17 へ |
| 2. 今後策定する予定である | | |
| 3. 知っているが、策定の予定はない | | |
| 4. 知らなかった | | |

問 16 で「1. 策定している」と回答した方にお聞きします。

問 16-1 「一般事業主行動計画」の策定によって改善されたことや、新たに取り組んだことはありますか。

5 セクシュアル・ハラスメント について、お聞きします。

問 17 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の対策について以下の取り組みを行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|------------------------------|----------------|-------------|
| 1. 就業規則などでの記載 | 2. 相談窓口・担当者の設置 | } →問 17-1 へ |
| 3. 研修などの実施 | 4. 啓発資料などの作成 | |
| 5. マニュアルの作成 | 6. その他 () | |
| 7. 現在は実施していないが、今後取り組みたい | | |
| 8. 現在も実施していないし、今後とも取り組む予定はない | | |

問 17 で「7. 現在は実施していないが、今後取り組みたい」または「8. 現在も実施していないし、今後もしない」と回答した方にお聞きします。

問 17-1 実施していない理由は何ですか。

6 性の多様性 について、お聞きします。

問 18 L G B T Q（性的マイノリティ）について以下の取り組みを行っていますか。
（あてはまるものすべてに○）

1. 方針の策定・周知や推進体制づくり
（例：就業規則に性的指向・性自認に関する差別禁止を明記する など）
2. 研修・周知啓発などによる理解の増進
（例：管理職を対象とした研修の実施、当事者へのハラスメントとなる言動をまとめた冊子の作成 など）
3. 相談体制の整備
（例：事業所内に相談窓口の設置、外部の相談窓口を当事者団体に委託し設置 など）
4. 採用・雇用管理における取り組み
（例：採用ポリシーに差別を行わないことを明記、面接官向けのガイドラインの策定、就業規則の変更追加 など）
5. 福利厚生における取り組み
（例：異性間・同性間を問わず事実婚をした社員への結婚休暇の付与、結婚祝金の贈呈 など）
6. トランスジェンダーの従業員が働きやすい職場環境の整備
（例：性自認に基づき希望するトイレを利用可、ホルモン治療や性別適合施術などに休暇取得に対する支援など）
7. 職場における支援ネットワークづくり
（例：L G B T Q に関する内容を扱ったメールマガジンを希望者に配信、社外イベント等に関する情報提供 など）
8. その他（ ）
9. 現在は実施していないが、今後取り組みたい
10. 現在も実施していないし、今後もしない

→問 18-1 へ

問 18 で「9. 現在は実施していないが、今後取り組みたい」または「10. 現在も実施していないし、今後もしない」と回答した方にお聞きします。

問 18-1 実施していない理由は何ですか。

7 男女共同参画の推進 について、お聞きします。

問19 貴事業所では男女共同参画に対する取り組みを行っていますか。
(あてはまるもの1つに○)

1. はい →問 20 へ

2. いいえ →問 21 へ

問 19 で「1. はい」と回答した方にお聞きします。

問 20 貴事業所で男女共同参画の推進に取り組んできたことによる効果について教えてください。

問 19 で「2. いいえ」と回答した方にお聞きします。

問 21 取り組めない理由は何ですか。

問22 事業所における男女共同参画推進のために行政に期待することは何ですか。

問23 男女共同参画に関する独自の取り組みや優良事例がありましたらご記入ください。
(女性従業員の活躍や、仕事と家庭の両立支援に関する実際の事例など)
※関連する資料がございましたら添付をお願いします。

ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、8月12日(月)までに、同封の封筒で郵便ポストに投函してください。

今後の資料作成等の参考にさせていただくため、差し支えなければ、貴事業所名等をご記入ください。アンケートのご回答について、市からご連絡させていただく可能性がございます。

事業所名

記入者の部署名

記入者氏名

電話番号

()

メールアドレス